



宮城県公共建築工事積算単価・基準等の運用



令和 7 年 4 月改定
営繕課・設備課

宮城県公共建築工事積算単価・基準等の運用 目 次

第 1 編 総則

第 2 編 工事費、共通費

第 3 編 単価、価格等

第 1 章 基本的事項

第 2 章 単価

第 1 編 総則

本運用は、国の統一基準における「公共建築工事積算基準等資料」の運用等について宮城県土木部営繕課・設備課として別に定めるべき必要な事項を定めたもので、本県における適正な工事の積算に資することを目的とする。

第2編 工事費、共通費

1 端数処理

工事価格の端数処理については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が千円未満の端数が生じた場合は千円単位となるように一般管理費等で調整する。

また、設計変更における工事価格の端数処理も同様とする。

なお、変更請負代金額算定の場合の端数処理については建築工事執行規則（昭和39年3月31日規則第9号）第27条第1項（建築工事執行規則取扱要綱第30条）により千円未満切捨とされている。

第3編 単価、価格等

第1章 基本的事項

1 目的

宮城県における公共建築工事の積算に用いる単価及び価格について、基本的事項を定める。

2 適用

適用する単価は、公告又は指名の通知を行う月の前月における単価を用いるものとする。また、WTO案件については、公告又は指名の前々月とする。

なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、材料・労務の調達、プラント・建設機具等の有無及び運搬方法等についての特殊事情、積雪や寒冷地等、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。

製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考として単価及び価格を算定する場合の見積りの徴収は、「見積徴収基準」（令和4年10月1日改正）によるものとする。

3 単価の採用優先順位

直接工事費の単価の採用に当たっては、次のものを基準とし、各工事の優先順位は以下の順とする。

（1）建築工事

- ① 公共建築工事積算単価表（建築、電気、機械）（以下「県積算単価表」という。）掲載の単価
- ② 刊行物掲載の市場単価
- ③ 代価
 - a 「公共建築工事標準単価積算基準」に基づいて算定された複合単価による代価
 - b 「公共建築工事標準単価積算基準」以外の公的な歩掛り又はそれに準ずるものによる代価
- ④ 刊行物の掲載価格（「積算資料」、「建設物価」、「建築コスト情報」、「建築施工単価」等）
- ⑤ 専門業者（メーカー、商社）の見積価格、定価表及びその他の取引見込み価格を基にした単価

（2）電気設備工事

- ① 県積算単価表掲載の単価
- ② 市場単価（刊行物掲載の市場単価）
- ③ 代価
 - a 「公共建築工事標準単価積算基準」に基づいて算定された複合単価による代価
 - b 「公共建築工事標準単価積算基準」以外の公的な歩掛り又はそれに準ずるものによる代価
- ④ 刊行物の掲載価格（「積算資料」、「建設物価」、「建築コスト情報」、「建築施工単価」等）
- ⑤ 専門業者（メーカー、商社）の見積価格、定価表及びその他の取引見込み価格を基にした単価
- ⑥ 類似工事における実例単価

（3）機械設備工事

第1章3（2）による。

4 採用単価の内訳書への明示

(1) 建築工事

イ 設計書（内訳書）備考欄及び複合単価構成表備考欄に、採用単価について下記のように明記する。

なお、一般財団法人建築コスト管理システム研究所（Research Institute on Building Cost）にて開発された営繕積算システム（以下 R I B C という。）により作成した内訳書の場合は、下記にもかかわらず表示されるコード番号を明示するものとする。

建 * *	： 公共建築工事積算単価表 複合単価（建築）	ページ記入
建市 *	： 公共建築工事積算単価表 市場単価（建築）	ページ記入
建改 * *	： 公共建築工事積算単価表 改修複合単価（建築）	ページ記入
建改市 *	： 公共建築工事積算単価表 改修市場単価（建築）	ページ記入
電 * *	： 公共建築工事積算単価表 複合単価（電気）	ページ記入
電市 *	： 公共建築工事積算単価表 市場単価（電気）	ページ記入
電改 * *	： 公共建築工事積算単価表 改修複合単価（電気）	ページ記入
電改市 *	： 公共建築工事積算単価表 改修市場単価（電気）	ページ記入
機 * *	： 公共建築工事積算単価表 複合単価（機械）	ページ記入
機市 *	： 公共建築工事積算単価表 市場単価（機械）	ページ記入
機改 * *	： 公共建築工事積算単価表 改修複合単価（機械）	ページ記入
機改市 *	： 公共建築工事積算単価表 改修市場単価（機械）	ページ記入
土廃 *	： 資材設計単価表・産業廃棄物処理費等単価表（土木部）	ページ記入
物 * *	： 建設物価（「（一財）建設物価調査会」発行）	ページ記入
積 * *	： 積算資料（「（一財）経済調査会」発行）	ページ記入
ポ * *	： 積算資料ポケット版（「（一財）経済調査会」発行）	ページ記入
コ * *	： 建築コスト情報（「（一財）建設物価調査会」発行）	ページ記入
コ市 * *	： 建築コスト情報（建築工事市場単価）	ページ記入
施 * *	： 建築施工単価（「（一財）経済調査会」発行）	ページ記入
施市 * *	： 建築施工単価（建築工事市場単価）	ページ記入
見	： 見積り単価	
代 * *	： 別紙代価表	代価番号記入
ソ	： その他工事付	
付	： 付属品一式を含む場合試	
試	： 試運転調整一式を含む場合搬	
搬	： 搬入据付一式を含む場合別	
別	： 別紙積算内訳書作成、別紙複合単価構成表作成	

（例）建築コスト情報夏 300 ページから採用した場合 → コ 300

※単価の根拠については、採用した物価資料等の名称、出版年月を別紙にまとめ内訳書に添付すること。

第2章 単価

1 公共建築工事積算単価

(1) 単価表の作成

県積算単価表に掲載されている単価は、「公共建築工事標準単価積算基準」及び公共建築工事積算研究会制「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」等に基づき、R I B Cにより作成する。

(2) 単価表の構成

県積算単価表は、共通資材単価、労務単価、複合単価、市場単価、改修複合単価及び改修市場単価の各表からなる。

(3) 単価表の優先順位

単価の優先順位は、原則として市場単価、複合単価の順とする。

なお、改修単価は、執務並行改修時に適用となるので注意すること。

2 共通資材単価

県積算単価表に掲載されている鉄筋、コンクリート及び骨材等の共通資材単価は、最新の本県土木部「労務・資材設計単価表」に掲載されているものと共通の資材単価であるが、一部については、物価資料等の掲載価格を用いている。

3 労務単価

県積算単価表に掲載されている労務単価は、農林水産省及び国土交通省の二省から示された最新の「公共工事設計労務単価」に基づく本県土木部共通の「労務設計単価表」による。

4 複合単価

(1) 複合単価の構成

複合単価は、単位施工当たりの単価として歩掛りにより積み上げた単価で材料費、労務費、仮設材費、機械器具費、運搬費、下請経費等で構成する。

なお、一部主要材料、運搬費等を別途計上するもの等については、各科目の注意事項に記載している。

(2) 複合単価の算定

イ 積算単価表に掲載されている複合単価は、原則として、R I B Cにより算定する。

ロ 算定に用いる歩掛り及び下請経費等は、「公共建築工事標準単価積算基準」に定められた標準歩掛り及び下請経費等並びに「参考歩掛り」に定められた歩掛り等による。

ハ 算定に用いる単価は、労務単価と、一般財団法人建設物価調査会（以下単に「建設物価調査会」という。）及び一般財団法人経済調査会（以下単に「経済調査会」という。）による「営繕積算システム材料一次単価」（以下「R I B C一次単価」という。）とする。

(3) 複合単価の補正等

- イ 各項目の複合単価は、中規模程度の庁舎、学校、宿舍等を対象としているので、実際の適用に当たっては、現地の状況並びに建物の種類、程度、構造、規模等及び仕様、工法、数量等を考慮に入れて必要な補正を行うことができる。
- ロ 複合単価には資材運搬費が含まれているが、専門業者に対する参考見積を要するもの、特別な工事、又は特殊な地域（小運搬が必要な所、山地、離島）等の運搬費は、それぞれ実情に応じて別途計上すること。
- ハ 各科目の中の運搬単価で、地区割増（一般都市）と地区割増無の区分があるものは、工事場所が仙台市内の場合は前者の単価とし、それ以外の場合は後者の単価とする。

(4) 歩掛り表中「その他」の取扱いについて

複合単価、複合単価構成表及び代価表等の作成にあたって、歩掛り表中「その他」とあるのは、下請経費、機械器具損料等、現場労働者に関する法定福利費であり、下表の率（中間値＋１％※）を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

※墜落制止用器具の費用の費用を含めた環境安全費の計上分として１％を加算。対象は下表に示された工種とする。

建築工事のその他の率

番号	工 種		対象費用	積算基準の範囲	採用する値 (中間値+1%)
1	仮 設		(労+雑)	20～30%	26%
2	土 工		(労+雑)	20～30%	26%
3	地 業		(労+雑)	20～30%	26%
4	鉄 筋		(労+雑)	20～30%	26%
5	コンクリート		(労+雑)	20～30%	26%
6	型 枠		(材+労+雑)	18～26%	23%
7	鉄 骨		(労+雑)	20～30%	26%
8	既製コンクリート		(材+労) ^{※1}	15～23%	20%
9	防 水		(材+労+雑)	15～23%	20%
10	石		(労)	16～24%	21%
11	タイル		(労) ^{※2}	16～24%	21%
12	木 工		(労)	20～30%	26%
13	屋根及びとい		(材+労+雑)	15～23%	20%
14	金 属		(材+労)	16～24%	21%
15	左 官		(材+労)	19～27%	24%
16	建 具	建具取付	(労)	16～24%	21%
		ガラス	(材+労)	15～23%	20%
17	塗 装		(材+労+雑)	18～26%	23%
18	内外装		(材+労+雑) ^{※2}	15～23%	20%
19	仕上げユニット		(労)	20～30%	26%
20	排 水		(材+労+雑)	18～26%	23%
21	構内舗装		(材+労+雑) ^{※3}	18～26%	23%
22	植 栽	樹木費以外（芝を含む）	(材+労+雑)	18～26%	23%
		樹木費（地被類を含む）	(材+労+雑)	上記決定率×0.7	16%
23	撤 去		(労+雑)	20～30%	26%
24	外壁改修		(労)	20～30%	26%
25	とりこわし		(労+雑)	20～30%	26%

(注) 1. 改修工事においても上記表を適用する。

2. 表中、(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

3. 植栽の「その他」には枯補償費、枯損処理を含むものとする。

※1 材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない。

※2 材にセメント、細骨材は含めない。

※3 材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない。

電気設備工事のその他の率

番号	工 種	対象費用	積算基準の範囲	採用する値 (中間値+1%)
1	配管工事	(労)	20～30%	26%
2	配線工事	(労)	20～30%	26%
3	接地工事	(労)	20～30%	26%
4	塗装工事	(材+労+雑)	18～26%	23%
5	機器搬入	(労+雑)	20～30%	26%
6	電灯設備	(労)	20～30%	26%
7	動力設備	(労)	19～27%	24%
8	雷保護設備	(労)	20～30%	26%
9	受変電設備	(労)	19～27%	24%
10	電力貯蔵設備	(労)	19～27%	24%
11	架空線路	(労)	20～30%	26%
12	地中線路	(労)	20～30%	26%
13	構内交換設備（端子盤、電話機等）	(労)	19～27%	24%
14	情報表示・拡声設備 （時計、スピーカー、表示器等）	(労)	19～27%	24%
15	誘導支援設備（インターホン等）	(労)	19～27%	24%
16	テレビ共同受信設備	(労)	19～27%	24%
17	監視カメラ設備	(労)	19～27%	24%
18	火災報知設備	(労)	19～27%	24%
19	撤去	(労)	20～30%	26%
20	機器搬出	(労+雑)	20～30%	26%
21	はつり工事	(労)	20～30%	26%

(注) 1. 改修工事においても上記表を適用する。

2. 表中、(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

機械設備工事のその他の率

番号	工 種		対象費用	積算基準の範囲	採用する値 (中間値+1%)
1	各種配管工事		(労+はつり補修)	20～30%	26%
2	配管付属品 (弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、 排水金具、計器類等)		(労)	19～27%	24%
3	保温工事		(材+労+雑)	18～26%	23%
4	塗装工事		(材+労+雑)	18～26%	23%
5	機器搬入		(労+雑)	20～30%	26%
6	総合調整		(労)	20～30%	26%
7	空気調和機器(ボイラー、冷凍機、空 気調和機、ポンプ、送風機等)		(労)	19～27%	24%
8	ダクト工事		(材+労+雑)	16～24%	21%
9	ダクト付属品	吹出口、吸込口、 ダンパー類等	(労)	19～27%	24%
		たわみ継手	(労)	18～26%	23%
10	自動制御設備		(材+労)	19～27%	24%
11	衛生器具		(労)	20～30%	26%
12	衛生機器		(労)	19～27%	24%
13	柵(ため柵・インバート柵・弁柵類等)		(労)	19～27%	24%
14	撤去		(労)	20～30%	26%
15	配管分岐・切断		(労)	20～30%	26%
16	機器搬出		(労+雑)	20～30%	26%
17	はつり工事		(労)	20～30%	26%
18	ダクト端部閉鎖		(材+労)	16～24%	21%
19	インバート改修		(労)	19～27%	24%

(注) 1. 改修工事においても上記表を適用する。

2. 表中、(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

また、電気設備工事において、複合単価、複合単価構成表等の作成にあたって、歩掛り表中「雑材料」とあるのは、消耗品雑材料等であり、下表のとおりとする。

番号	細 目	対象費用	採用する値
1	金属製可とう電線管、電線管(G、C、E、VE、HIVE)、600V絶縁電線(IE、IV等)、600Vポリエチレンケーブル(CE、CV)、照明機具類(白熱灯、蛍光灯、誘導灯、LED等)、フロアハンドヘル	(材)	5%
2	600V絶縁ケーブル(EF、VF等)、構内ケーブル・着色識別ポリエチレンケーブル、支線	(材)	3%
3	金属ダクト、線ぴ類、ケーブルラック、バスダクト、ライティングダスト、接地端子箱、照明制御器、配線器具その他、HID灯器具、変圧器、開閉器箱・分電盤、電動機・電極その他結線、高圧開閉器その他、建柱、腕金、地中管路(GLL、GLT、VE、HIVE)、端子盤及び集合保管器箱、電話機その他、子時計、拡声、表示、インターホン、テレビ共同受信、監視カメラ、火災報知	(材)	2%
4	制御盤、波付硬質合成樹脂管(FEP)、親時計	(材)	1%
5	受配電盤、変圧器(油入・乾式(箱共))、高圧進相コンデンサ、直列リアクトル、直流電源装置	(材)	0.2%

5 市場単価

(1) 一般事項

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者の契約に基づき調査された単価で、原則として材料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等によって構成される施工単位当たりの実勢取引単価である。

(2) 市場単価の採用

イ 県積算単価表に掲載されている市場単価は、原則として、RIBCにより算定する。

算定に用いる単価は、建設物価調査会及び経済調査会による「RIBC一次単価」を比較参照し、安価な方を採用する。

なお、執務並行改修の場合に使用する「改修市場単価」の取扱いは第2章8による。

ロ 刊行物掲載価格の市場単価は、建設物価調査会発行「建築コスト情報」及び経済調査会発行「建築施工単価」を比較参照し、安価な方を採用する。

なお、市場単価は4月、7月、10月、1月の季刊発行となっている。

(3) 採用工種

イ 建築工事

(イ) 市場単価の適用範囲

a 土工事(掘削、すきとり類、埋戻し、盛土類、土工機械運搬)

- b 鉄筋工事（鉄筋加工組立、鉄筋運搬、ガス圧接）
- c コンクリート工事（コンクリート打設手間、コンクリート圧送）
- d 型枠工事（型枠、型枠運搬）
- e 防水工事（アスファルト防水、シーリング）
- f 金属工事（軽量鉄骨下地、開口部補強）
- g 左官工事
- h ガラス工事
- i 塗装工事（素地調整、各種塗装）
- j 内外装工事（ビニル系床材、ボード類）

（ロ）市場単価適用に関する注意事項

市場単価の適用条件及びその構成内容については、「建築コスト情報」及び「建築施工単価」を参照すること。

ロ 電気設備工事

（イ）市場単価の適用範囲

屋内（屋上、側壁等を含む）の配管工事とし、下記の材料の施工とする。なお、地中配管については適用しない。

- a ねじ無し電線管
- b 薄鋼電線管
- c 厚鋼電線管
- d 硬質ビニル電線管（VE管）
- e 合成樹脂製可とう電線管（PF一重管）
- f 合成樹脂製可とう電線管（CD管）
- g 位置ボックス（アウトレットボックス、スイッチボックス、コンクリートボックス、露出丸形ボックスの一部及び各ボックスのボンディング）
- h プルボックス（鋼板製・ステンレス製・硬質ビニル製露出型、プルボックス用接地端子）
- i ケーブルラック
- j 防火区画貫通処理（ラック用、金属管用、丸形用）
- k 600V絶縁電線（EM-IE、IV）
- l 600V絶縁ケーブル（EM-EEF、VVF）
- m 接地極及び埋設標
- n 2種金属線ぴ（本体、ジャンクションボックス、コンセント用ボックス）
- o 電動機その他接続材料

（ロ）市場単価適用に関する注意事項

- a 配管数量による割増・補正は行わない。
- b 市場単価には、配管支持材を含む。
- c 市場単価にない配管単価は、標準歩掛りによる。
- d 市場単価のその他の適用条件及びその構成内容については、「建築コスト情報」及び「建築施工単価」を参照すること。

ハ 機械設備工事

（イ）市場単価の適用範囲

- a ダクト工事（アングルフランジ工法（低圧ダクト、排煙ダクト））
- b ダクト工事（共板フランジ工法（低圧ダクト、排煙ダクト））
- c ダクト工事（チャンバー（低圧用）、組立チャンバー、ボックス）
- d ダクト工事（既製品ボックス取付工事）
- e スパイラルダクト（低圧 100φ～350φ）
- f 保温工事（ダクト、配管）
- g 制気口・ダンパー類取付工事

h 衛生器具取付工事

(ロ) 市場単価適用に関する注意事項

市場単価の適用条件及びその構成内容については、「建築コスト情報」及び「建築施工単価」を参照すること。

6 刊行物の掲載価格

刊行物とは、建設物価調査会発行の「建設物価」及び「建築コスト情報」、経済調査会発行の「積算資料」及び「建築施工単価」等をいい、各刊行物を比較参照し、最も安価なものを採用する。ただし、刊行物のいずれかひとつにしか掲載のない場合はその掲載価格を採用する。

イ 採用優先順位は、市場単価、複合単価の順とする。

ロ 地区の採用順位は、仙台市、東北、全国、東京の順とする。

7 見積価格等の取扱い

(1) 見積価格

イ 見積りの徴収

製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考として単価及び価格を算定する場合の見積りの徴収は、「見積徴収基準」(令和4年10月1日改正)によるものとする。

見積依頼数は、原則として3者以上とし、見積想定額(総金額)の工事費等に占める割合が大きい場合又は依頼先が受注業者になり得る場合は、5者以上とする。ただし、特許工法等で、取扱いメーカー、商社数が限定され見積依頼先が限られる場合には、これによらないものとする。

ロ 見積りの内容

(イ) 細目

原則として、取付費は別項目で計上する。見積書が「材工共」で計上されている場合、(ロ)の按分計算が困難な時は、材工共で計上することができる。

(ロ) 見積りの諸経費

総合見積りの場合を除いて、原則として、共通仮設費等の諸経費を含まない金額(直接工事費)で徴収する。

なお、専門工事を総合建設業者に発注する場合の専門業者の見積りの諸経費は、下請経費として、取付費、又は製品単価に含めて計上する。

ハ 見積りの採用

原則として、各者の見積徴収結果における最低の価格及び歩掛、賃料等(以下「価格等」という。)を採用する。ただし、直近上下位との差が30%以上の見積価格等を除いた最低の価格等を採用する。

ニ 見積りの補正

見積価格と実勢価格が乖離している状況を踏まえ、採用する見積価格等に、各科目ごとに別に定めた補正率を乗じたものを単価として採用する。

(2) 定価表及びその他の取引見込み価格を基にした単価

(1) ニの見積りの補正に準じて、採用する見積価格等に、各科目ごとに別に定めた補正率を乗じたものを単価として採用する。

8 改修工事の単価

(1) 改修工事に用いる単価の種類

改修工事の積算に用いる単価の種類は次による。

イ 基準単価

県積算単価表に掲載されている複合単価及び市場単価

ロ 基準補正単価

建物に執務者がいる状態で行う改修（以下、「執務並行改修」という。）の場合は、施工者が執務環境に配慮しながら施工を行うことを前提として補正を行うものとし、標準歩掛りによる複合単価は、建築工事は労務所要量の15%増し、設備工事は20%増しを標準とした補正を行う（改修複合単価）。また、市場単価は次のとおり補正を行う（改修市場単価）ものとする。

建築工事における市場単価の改修補正率

工 種	補正率
防水工事	1.07
防水工事（シーリング）	1.13
金属工事	1.08
左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.14
建具工事（ガラス）	1.09
建具工事（シーリング）	1.14
塗装工事（改修標仕仕様）	1.14
内外装工事	1.11
内外層工事（ビニル系床材）	1.08

電気設備工事における市場単価の改修補正率

工 種	項 目	補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.18
	ケーブルラック	1.14
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.17
	プルボックス	1.12
	プルボックス用設地端子	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.13
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05
	（電動機その他接続工事） 金属製可とう電線管	1.14
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.16

機械設備工事における市場単価の改修補正率

工 種	項 目	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー	1.14
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.20
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.20

(2) 改修工事の積算における単価の適用

イ 単価の適用標準は、全館無人改修の場合は基準単価を適用し、執務並行改修は、次による。

建築工事における執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修	備 考
仮 設	—	
土 工	—	躯体関連工種
地 業	—	〃
鉄 筋	—	〃
コ ン ク リ ー ト	—	〃
型 枠	—	〃
鉄 骨	—	〃
既 製 コ ン ク リ ー ト	○	仕上関連工種
防 水	○	〃
石	○	〃
タ イ ル	○	〃
木 工	○	〃
屋 根 及 び と い	○	〃
金 属	○	〃
左 官 (仕上塗材仕上)	—	〃
左 官 (仕上塗材仕上以外)	○	〃
建 具	○	〃
塗 装 (改修標準仕様書)	○	〃
内 外 装	○	〃
仕 上 ユ ニ ッ ト	○	〃
排 水	—	外構関連工種
構 内 舗 装	—	〃
植 栽	—	〃
仮 設 (改 修)	—	改修関連工種
撤 去	—	〃
外 壁 改 修	—	〃
と り こ わ し	—	

(注) —：基準単価 ○：基準補正単価

電気設備工事における執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修	備 考
配管工事	○	
配線工事	○	
接地工事（屋内）	○	
接地工事（屋外）	—	
塗装工事	○	
機器搬入	○	
電灯設備	○	
動力設備	○	
雷保護設備	○	
受変電設備	○	
電力貯蔵設備	○	
架空線路	—	
地中線路	—	
構内交換設備	○	
情報表示・拡声設備	○	
誘導支援設備	○	
テレビ共同受信設備	○	
監視カメラ設備	○	
火災報知設備	○	
撤去（再使用しない）	—	
撤去（再使用する）	—	
再取付け	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	

（注）—：基準単価 ○：基準補正単価

機械設備工事における執務並行改修の場合の単価適用区分

工 種	執務並行改修	備 考
配管工事（屋内一般・機械室・便所）	○	屋上及び外壁施工を含む
配管工事（屋外・共同溝）	—	
配管工事（地中）	—	
配管付属品	○	
保温工事	○	
塗装及び防錆工事	○	
機器搬入	○	
総合調整	○	
土工事	—	
コンクリート工事	○	屋内基礎等

機器類の据付	○	
ダクト設備	○	
ダクト付属品	○	
自動制御設備	○	歩掛りによる場合
衛生器具設備（ユニットを除く）	○	
柵類	—	
消化設備（特殊消化を除く）	○	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	○	
機器搬出	○	
はつり工事	○	
ダクト端部閉塞	○	
インバート改修	—	
撤去（再使用する）	—	
撤去（再使用しない）	—	
再取付け	○	

（注）—：基準単価 ○：基準補正単価

- ロ 工事量が僅少の場合及び施工場所が点在する場合並びに工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。